



第20条

【信教の自由】

剣道実技拒否訴訟

【訴訟】公立の工業高等専門学校に在籍していた、エホバの証人の信者である生徒が、宗教上の理由で必修科目である体育の剣道の実技への参加を拒否したことで、2年連続原級留置となり、退学処分を受けた。これに対し、退学処分の取り消しを求めて、生徒本人と両親がおこした訴訟。

【判決】宗教的中立をとる公教育の場で、個人の信教の自由はどこまで配慮されるのが争点となった。最高裁は、信仰上の真摯な理由から剣道実技に参加できない学生に対し、レポートの提出等代替措置をとることは、憲法20条3項の政教分離の原則に違反しないとした。生徒は5年遅れて復学した。

自衛官合祀訴訟

【訴訟】殉職した自衛官が、遺族の意志に反して護国神社へ合祀された。遺族が「信教の自由」や「政教分離の原則」に違反するとして、合祀を行った自衛隊のOB組織である隊友会と自衛隊県連に対し、合祀の取り消し請求を求めた訴訟。

【判決】最高裁は、合祀の申請は隊友会の単独行為であり、自衛隊県連は事務的な協力をしたのみである。そのため、「政教分離には違反しない」とした。

津地鎮祭訴訟

【訴訟】三重県津市で市立体育館建設の際に行われた地鎮祭（起工式）に、公金から挙行費用7663円の支出があった。これに対し、津市議会議員が損害補填を求めておこした訴訟。

【判決】1978年最高裁は、憲法の政教分離は、国家が宗教的に中立であることを要求するものであるが、宗教との関わり合いをもつことをまったく許さないとするのではなく、地鎮祭は憲法の規定する政教分離の原則に反しないとして合憲判決を下した。この判例は、公金を宗教上の組織に支出することを禁じた憲法89条とも関連する。

愛媛玉ぐし料訴訟

【訴訟】愛媛県は1981年から1986年にかけて、靖国神社や護国神社の例大祭やみたま祭りに、公金から玉ぐし料・供物料等を納めた。これに対し、住民が知事らを相手どって訴訟をおこした。

【判決】1997年、最高裁は玉ぐし料の奉納は習慣化した社会的儀礼になっているとまではいえず、この行為は宗教活動にあたるとし、違憲判決を下した。この判例は、公金を宗教上の組織に支出することを禁じた憲法89条とも関連する。

空知太神社訴訟

【訴訟】北海道砂川市が市有地を空知太神社に無償で提供していることに対して、住民らが神社施設の撤去と土地の明け渡しを求めた。

【判決】政教分離を定めた憲法に違反するとして争われた。最高裁は違憲判決を下し、砂川市は市有地を有償で貸し出すことで違憲状態を解消した。この判例は、公金を宗教上の組織に支出することを禁じた憲法89条とも関連する。

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟

【事件】大阪府箕面市が市有地に公費で忠魂碑を移設し、遺族会に無償貸与、さらに遺族会主催の慰霊祭に市長らが参列した。これに対し、憲法の政教分離の原則に反するとして、市民が違法確認・損害賠償を請求した事件。

【判決】大阪地裁は1982年、原告の主張をほぼ認めた違憲判決を下したが、大阪高裁は1987年、忠魂碑の宗教性を否定し、慰霊祭参列も社会的儀礼として合憲判決を示した。最高裁は1993年、第二審の判断を支持し、原告の上告を棄却した。この判例は、公金を宗教上の組織に支出することを禁じた憲法89条とも関連する。